









規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	自治体からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の異議あり	措置の内容の異議あり	自治体からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の異議あり	措置の内容の異議あり	自治体からの再々検討要請に対する回答	提案事項整理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管関係府庁
000010	200 公立養育所に附ける給食の外部導入方式の容認事項	学校教育法 特別法(学校給食与負荷)	学校給食法第26条の10において、義務教育学校又は共同調理場において学校給食の提供に関する専門的事項をつかさどる、給食の供給業務について規定されています。また、学校教育法において、義務教育学校に栄養教諭を置くことができると、栄養教諭の職務として栄養の指導及び調理を行うことが規定されています。	関連提案	給食の外部導入について、給食の調理、購入を担うとして学校給食センターを指定する場合には、栄養士の資格を有し、学校給食の給立や栄養管理の業務を行う栄養教諭が給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校教育法等により学校教育の職務として任用される。特別法(学校給食法)と給食法により都道府県が給食費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所給食で栄養士を確保する必要があるが、人員要件の相違につながるばかりでなく、給食部からの一貫した責任と管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資するものがある。	保育所の給食の給立作成や調理に提供される栄養教諭の調理、食育の実践にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効率的である。保育所給食の調理、購入委託先として学校給食センターを指定する場合には、栄養士の資格を有し、学校給食の給立や栄養管理の業務を行う栄養教諭が給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校教育法等により学校教育の職務として任用される。特別法(学校給食法)と給食法により都道府県が給食費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所給食で栄養士を確保する必要があるが、人員要件の相違につながるばかりでなく、給食部からの一貫した責任と管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資するものがある。	D	学校教育法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることができるものではありません。保育所給食の調理、購入委託先として学校給食センターを指定する場合は、学校給食調理師の資格を有する者が十分に対応し、給食費を負担する都道府県(国)において、栄養教諭が保育所の給食業務に携わらざることは可能であると判断します。なお、特別法(学校給食法)第26条の10により、特別法(学校給食法)に準じて栄養教諭が保育所の給食業務を執行することも可能です。												200001	200 公立養育所に附ける給食の外部導入方式の容認事項	大野町	心豊かな給食特区	認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省